

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
不服審査委員会設置要綱

2022年8月2日制定

(設置)

第1条 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則第11条及び一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構認定審査規程第6条の規定に基づき、不服審査委員会を置く。

(所掌事項)

第2条 不服審査委員会は、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 認定結果についての不服申立てに対する審査。
- (2) その他不服申立てに関すること。

(組織)

第3条 不服審査委員会は、事業運営会議が選任した当該分野における知見、経験を有する者（以下「委員」という。）3名から5名をもって組織する。

2 不服審査委員会の委員は、事業運営会議及び認定委員会の委員並びに審査委員会の審査員と重複しないこととする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。再任を妨げない。

2 委員は、半数程度ずつ任期の開始年度が異なるように改選する。

3 前各項の規定にかかわらず、不服審査が年度内に終了しない場合には、当該審査が終了する日まで任期を延長するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 不服審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、事業運営会議の指名とする。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、不服審査委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(委員会)

第6条 不服審査委員会は、委員の過半数をもって成立するものとし、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

2 前項に定めるもののほか、議決に関することは、別に定める。

(事務)

第7条 不服審査委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

附 則

- 1 この要綱は、2022年8月2日から施行し、2022年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行時に選出される委員の任期は、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、2024年3月31日又は2025年3月31日までとし、委員毎に別に定める。